

公立大学法人京都市立芸術大学の授業料の減免に関する事務取扱要領

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年6月1日一部改正)

(平成26年3月17日一部改正)

(平成27年3月31日一部改正)

(平成29年3月31日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人京都市立芸術大学の授業料の減免の取扱いに関する要綱（以下「授業料減免要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料減免要綱第2条に基づく授業料の減免)

第2条 授業料の減免に際しては、減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを確認したうえで、家計基準及び学業基準を審査し、特別な事情がある者についてはその事情を考慮する。

(1) 学資調達の努力をしていること 奨学金等の給付又は貸与により学資調達の努力をしていること。ただし、学部生で大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法律」という。）の対象となる学生については、法律に基づく申請をすることを要件とする。

(2) 標準修業年限を超過していないこと 第1年次入学から学部にあつては4年、大学院修士課程にあつては2年、博士（後期）課程にあつては3年を超えて在籍していないこと。

(授業料減免要綱第2条に基づく授業料減免の家計基準)

第3条 申請者の家計基準は、家計基準額（所得金額から特別控除額を引いたもの）が収入基準額（授業料年額）未満であることとする。

この場合、家計基準額の算定は、別記1の「家計基準額の算定方法」による。

2 前項の規定にかかわらず、大学院に在学する者のうち、次のいずれにも該当する者については独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の所得金額

で判定するものとする。

- ア 所得税法及び社会保険上、父母等の扶養親族でない者
- イ 父母等と別居している者
- ウ 父母等から経済的な援助を受けていない者
- エ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に独立した生計を営むに足りる収入がある者

（授業料減免要綱第2条に基づく授業料減免の学業基準）

第4条 申請者の学業基準は、標準取得単位数及び人物評価の各基準を満たすこととする。

この場合、標準取得単位数及び人物評価は、別記2の「標準取得単位数及び人物評価の各基準」による。

（授業料減免要綱第2条に基づく授業料減免の特別の事情）

第5条 申請者に次の各号に掲げる特別な事情がある場合には、第2条各号に掲げる要件を緩和して減免適用をすることができる。

- (1) 長期療養のため休学した場合
- (2) 休学期間に満たない期間の病気のため単位取得ができなかった場合
- (3) 本来の学業修得のため真に有益であると認められる留学のため、単位取得ができなかった場合
- (4) 本人の側の事情によらない、研究テーマ、研究方法等の理由で留年又は標準終了年限を超過した場合
- (5) 出産・育児のために休学した場合
- (6) 国または地方公共団体等の求めに応じ、休学して公共的な事業に参加した場合
- (7) 家計支持者の不在や被保護世帯のため、学業と並行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の業についてした場合
- (8) 前各号に掲げる事情に相当すると認められる真にやむを得ない事情で、理事長が認める場合

2 特別の事情による標準修業年限を超過できる期間は、原則として1年間とする。

ただし、理事長が、真にやむを得ない事情があると特に認めた場合には、1年を超えることができる。

（授業料減免要綱第3条に基づく減免総額）

第6条 授業料減免要綱第3条第2項に定める授業料減免の総額は、理事長が別に定める。

2 前項に定める総額のうち、原則として半額を超えない額を前期授業料の減免総額とし、後期授業料の減免総額は、前期授業料の減免総額を差し引いた額を超えないものとする。

(授業料減免要綱第3条に基づく減免の適用額)

第7条 授業料減免要綱第3条第1項に定める授業料の「全額」、「10分の7」、「2分の1」、「10分の3」に相当する額の減免について、それぞれ減免の適用区分を「免除」、「7割減免」、「5割減免」、「3割減免」と定め、申請者の家計基準及び学業基準により、次の各号の適用区分とする。

- (1) 家計基準が0円未満（マイナス値）である者について、5割減免とする。
- (2) 家計基準が0円以上授業料年額未満の者について、3割減免とする。
- (3) 予算に余剰がある場合は、5割減免を適用した申請者について、学業基準のうち取得単位数1単位あたりの評定平均値（以下「評定平均値」という。）が原則4.30点以上の者について7割減免とし、原則4.80点以上の者について免除する。

ただし、入学した年度の前期に減免を受けようとする者は、入学試験の成績及び人物評価によって評定平均値を算出するものとする。

この場合、評定平均値は、別記3の「評定平均値の算出方法」による。

2 前項の適用区分について、第4条に掲げる人物評価による評価結果を参照し、全学学生委員会において申請者の適用区分を審査する。

(減免の申請等)

第8条 授業料減免要綱第4条第1項及び第2項に定める「申請書」「授業料減免申請書」及び「必要な書類」については、毎年度、全学学生委員会において協議のうえ作成し、提出期間と併せて申請者に指示する。各期ごとの概略日程は、以下のとおりである。

	申請書・授業料減免申請書及び 所得に関する証明書類を除く「必要な書類」	「必要な書類」のうち 所得に関する証明書類
--	--	--------------------------

前期	4月中旬	6月中旬
後期	10月中旬	

- 2 授業料減免要綱第5条第2項に定める「当該通知において示された期限内」については、通知日から14日以内とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、全学学生委員会において協議するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 授業料減免要綱第2条第1項括弧書き前段に該当し、かつ、令和元年度以前に在籍し引き続き授業料の減免を申請する期においても在籍している学部生についての第3条第1項括弧書きの「授業料年額」は、以下の「授業料年額計算の考え方」による。

授業料年額計算の考え方

附則第2項の「授業料年額」は、公立大学法人京都市立芸術大学の授業料等に関する規程（以下「規程」という。）第7条第1項に基づく当該年度に属する各期の

減免後の授業料の合計額となる。ただし、前期において授業料年額を判断する際は、後期における規程第7条第1項に基づく減免額が判明していないため、前期減免割合を後期減免割合とみなす。

(1) 前期における授業料年額

前期減免割合	後期減免割合	授業料年額
満額減免	満額減免	0円
3分の2減免	3分の2減免	178,600円
3分の1減免	3分の1減免	357,200円
適用外	適用外	535,800円

- ※1 後期減免割合は、前期減免割合と同様とみなす。
- ※2 満額減免、3分の2減免、3分の1減免、適用外は、授業料規程第7条第1項により減免される割合をいう。
- ※3 満額減免により減免される額は、267,900円となる。
- ※4 3分の2減免により減免される額は、178,600円となる。
- ※5 3分の1減免により減免される額は、89,300円となる。

(2) 後期における授業料年額

前期減免割合	後期減免割合	授業料年額
満額減免	満額減免	0円
	3分の2減免	89,300円
	3分の1減免	178,600円
	適用外	267,900円
3分の2減免	満額減免	89,300円

	3分の2減免	178,600円
	3分の1減免	267,900円
	適用外	357,200円
3分の1減免	満額減免	178,600円
	3分の2減免	267,900円
	3分の1減免	357,200円
	適用外	446,500円
適用外	満額減免	267,900円
	3分の2減免	357,200円
	3分の1減免	446,500円
	適用外	535,800円

別記1 家計基準額の算定方法

家計基準額とは、申請者の属する世帯全員（独立生計者と認定された者にあつては申請者本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。））の金銭、物品などの「1 所得金額」の合計額から、「2 特別控除額」の合計額を引いた金額をいう。なお、家計基準額の算定に当たり、この事務取扱要領に定めるもの以外の取扱いについては、独立行政法人日本学生支援機構の取扱いを準用するものとする。

$$\boxed{\text{家計基準額}} = \boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{特別控除額}}$$

1 所得金額

- (1) 1年間の所得金額は、申請の前年1年間（1月～12月）の額をもって、申請年度の所得金額と認定する。
- (2) 申請年度の所得金額が、申請の前年1年間と著しく異なる事象が発生した場合若しくは発生することが明らかな場合には、申請年度の属する1年間の所得金額（見込）を認定するものとする。
- (3) 申請者の属する世帯が、親戚・知人等からの援助を受けている場合には、申請年度の属する1年間の所得金額（見込）に認定する。
- (4) 申請者本人については、給付型奨学金のみを所得と認定し、申請年度に受給する1年間の額を算入する。なお、貸与型奨学金については、所得金額に算入しない。
- (5) 次のいずれかに該当する者の所得は、算入しない。
 - ア 前年に所得があつても申請時現在、死亡又は転出している（生計を一にしなくなっている）者。ただし、商業所得のように名義変更のいかんを問わず、その世帯としてその生産手段による所得が引き続きあるときは、所得に算入する。
 - イ 前年に所得があつても、申請時現在失業している者。ただし、失業給付金を受給している場合は、申請年度に受給する1年間の額（見込）を算入する。
 - ウ 申請者本人（独立生計者を除く。）
 - エ 就学者及び未就学者
- (6) 算出の対象となる所得は、次のいずれかとする。
 - ア 給与所得
給与所得は、俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有するもの（年金、恩給、扶助料、失業給付金、傷病手当金等）をいう。収入金額から必要

経費を控除した後の金額で、源泉徴収票にいう「給与所得控除後の給与等の金額」をいう。

イ 事業所得

事業所得は、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業を営んでいる人のその事業から生じる所得をいう。それぞれ収入を得るために要した必要経費を控除した後の金額をいう。

ウ 臨時的な所得

臨時的な所得は、退職金、保険金、不動産所得・利子所得・配当所得、譲渡所得、一時所得、山林所得等をいう。公租公課の経費を控除した後の金額をいい、授業料減免では申請月前6ヶ月以内に受けた所得を算入する。

2 特別控除額

本人を対象とする控除、世帯状況を対象とする控除、世帯人員を対象とする控除について、以下の特別控除額（独立行政法人日本学生支援機構奨学事務の手引きの特別控除額表に記載する額を準用する）を算出し、その合計額を所得金額から控除する。

(1) 本人を対象とする控除

控除の対象事項	特別控除額
自宅通学	230,000 円
自宅外通学	700,000 円

(2) 世帯状況を対象とする控除

控除の対象事項			特別控除額	
母子・父子世帯			990,000 円	
就学者のいる世帯 (就学者1人につき)	小学校		310,000 円	
	中学校		460,000 円	
	高校	国・公立	自宅通学	390,000 円
			自宅外通学	690,000 円
		私立	自宅通学	880,000 円
			自宅外通学	1,180,000 円

	高等専門学校	国・公立	1～3年次	自宅通学	390,000円
				自宅外通学	690,000円
			4・5年次	自宅通学	430,000円
				自宅外通学	720,000円
		私立	1～3年次	自宅通学	880,000円
				自宅外通学	1,180,000円
			4・5年次	自宅通学	870,000円
				自宅外通学	1,160,000円
	大学 (大学院, 短大を含む。)	国・公立	自宅通学	740,000円	
			自宅外通学	1,210,000円	
		私立	自宅通学	1,330,000円	
			自宅外通学	1,800,000円	
	専修学校	高等課程	国・公立	自宅通学	390,000円
				自宅外通学	690,000円
			私立	自宅通学	880,000円
				自宅外通学	1,180,000円
専門課程		国・公立	自宅通学	360,000円	
			自宅外通学	810,000円	
		私立	自宅通学	1,020,000円	
			自宅外通学	1,470,000円	
本人を含む就学者・就学前の子供が3人以上いる世帯	本人を含む就学者・就学前の子供3人目から1人につき	500,000円			
障害者がいる世帯	障害のある人1人につき	990,000円			
長期療養者がいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額	実費			
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額	上限 710,000円			

震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額	実費又は所得証明書の雑損控除額
-------------------------------	--	-----------------

(備考)

- 1 「就学者のいる世帯」による控除は、就学者の中に申請本人は含めない。
- 2 該当する控除の対象事項が2以上ある場合には、それらの特別控除額を合わせて控除することができる。

(3) 世帯人員を対象とする控除

控除の対象事項	特別控除額
世帯人員 1 人につき	380,000 円

別記2 標準取得単位数及び人物評価の各基準

標準取得単位数とは、申請者が申請しようとする期の直前の期までに取得すべき標準の単位数をいう。

また、人物評価とは、申請者の学業に対する取組姿勢、授業の出席状況その他学生生活における態度、行動等について、減免適用にふさわしい人物であることを、教員が評価区分により評価することをいう。

(1) 標準取得単位数

学部等の 区分	美術				音楽		
	学部		修士 課程	博士 (後 期) 課程	学部	修士 課程	博士 (後 期) 課程
	美術科	デザイン科 工芸科 総合芸術学科					
2年次	3 1	3 2	2 2	4	3 1	1 6	4
3年次	6 2	6 3	/	8	6 2	/	8
4年次	9 3	9 5	/	/	9 3	/	/

上記の単位数には、卒業単位に算入しない科目（「教職課程科目」及び「博物館学課程科目」等）は含まない。

(2) 人物評価

評価区分	減免の適用内容
A	申請者の減免適用については、家計基準、学業基準により定まる適用区分どおりでよい。
B	申請者の減免適用については、家計基準、学業基準により定まる適用区分から一つ下位の適用区分にするべきである。
C	申請者の減免については、適用すべきではない。

別記3 評定平均値の算出方法

評定平均値とは、以下の算式により求められる入学試験の成績の評定平均値若しくは取得単位数1単位当たりの評定平均値をいう。

(1) 入学した年度に減免を受けようとする申請者

ア 学部1年次

(入学試験の本人の得点÷センター試験及び本学が実施する試験の配点の合計)

×5点

(小数点以下第3位四捨五入)

イ 研究科1年次

(入学試験の本人の得点÷共通試験及び専攻別試験の配点の合計) ×5点

(小数点以下第3位四捨五入)

(2) 前号に該当しない申請者

(A A及びAの単位数×5 + Bの単位数×3 + Cの単位数×1) ÷合計単位数

(小数点以下第3位四捨五入)

上記の単位数には、卒業単位に算入しない科目（「教職課程科目」及び「博物館学課程科目」等）は含まない。